(請求人) (略) 様

神奈川県監査委員の村の上の英の嗣

一 太 田 眞 晴

同 吉 川 知惠子

同 小島健 一

同 作 山 ゆうすけ

神奈川県職員措置請求について (通知)

令和4年9月15日付けで受け付けた神奈川県職員措置請求(以下「本件措置請求」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)の定める住民監査請求の要件を具備していないことから却下する。

(理由)

1 住民監査請求の要件

法第 242 条第1項の規定により、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。)と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下「怠る事実」という。)があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

この住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実により、当該地方公共団体の財産的損失を生じ、又は生じるおそれのある場合において、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填することを目的としてなされるものである。そして、住民監査請求においては、当該財務会計上の行為又は怠る事実による損害を具体的に摘示することが必要であるとされている。

2 本件措置請求の審査

本件措置請求において、請求人は、県が葉山港の指定管理者候補として選定した湘南サニーサイドマリーナ株式会社(以下「会社」という。)について、重大な法令違反が複数あるため、指定管理者候補として選定されるべきではなく、選考に際し手続上の瑕疵があるため、会社との間で葉山港の指定管理者としての契約を締結しないよう求めている。そして、請求人は、会社との指定管理に係る契約の締結による損害発生のおそれについて次のように主張している。

- (1) 県議会令和4年第3回定例会での議決を経て、コンプライアンス上重大な問題を抱えた会社との指定管理者契約が結ばれようとしているが、この契約の締結は不当な財務会計上の行為であり、不当な契約の締結により県に損害発生のおそれがある。
- (2) 過去の複数の法令違反行為に鑑みれば、遵法意識の低い会社が指定管理者となることにより、再び違反に手を染めて県に損害を与える財務会計上のリスクが高まる。
- (3) 会社が法令違反行為を行ってきたことは既に新聞等で公知であり、会社が指定管理者となった場合にはコンプライアンスの観点から葉山港の利用を控える企業・個人も想定され、利用者が減って県に損害を与えるリスクも高まる。

しかしながら、請求人は、(1)については、不当な契約の締結により県に損害発生のおそれがあると主張するのみで、会社との指定管理に係る「契約」の締結により、県にどのような損害発生のおそれがあるかについて具体的に摘示していない。

また、(2)については、会社が再び違反に手を染めて県に損害を与える財務会計上のリスクが高まると主張しているが、会社が指定管理者となることにより、再びどのような違反に手を染め、県にどのような損害発生のおそれがあるかについて具体的に摘示していない。

さらに、(3)については、コンプライアンスの観点から葉山港の利用者が減って 県に損害を与えるリスクも高まると主張しているが、会社が指定管理者となった 場合、今後、葉山港の利用者がどのように減少して、県にどのような損害発生の おそれがあるかについて具体的に摘示していない。なお、「葉山港指定管理者募 集要項」においては、利用料金収入の減少等、指定管理者の運営に起因する不足 額について、県は、原則として補填は行わないとしている。

3 審査の結果

以上のことから、本件措置請求は法第 242 条第1項に定める要件を欠くものであり、不適法なものである。